

情報BOX

平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」より、「薬価制度の抜本改革，患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し，薬剤の適正使用等」の部分を抜粋掲載する。

平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定

「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ～人材への投資を通じた生産性向上～」より抜粋

第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

⑦薬価制度の抜本改革，患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し，薬剤の適正使用等

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成 28 年 12 月 20 日）に基づき，効能追加等に伴う市場拡大への対応，毎年薬価調査・薬価改定，新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本的見直し，費用対効果評価の本格導入などの薬価制度の抜本改革等に取り組み，「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し，国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する。

その際，保険適用時の見込みよりも一定規模以上販売額が増加する場合には，市場拡大再算定も参考に速やかに薬価を引き下げる仕組みとする。全品を対象に，毎年薬価調査を行い，その結果に基づく薬価改定に当たっては，相応の国民負担の軽減となる仕組みとする。新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度について，革新性のある医薬品を対象を絞る等により革新的新薬創出を促進しつつ国民負担を軽減する。エビデンスに基づく費用対効果評価を反映した薬価体系を構築する。このため，専門的知見を踏まえるとともに，第三者的視点に立った透明性の高い組織・体制をはじめとするその実施の在り方を検討し，本年中に結論を得る。また，画期性，有用性等に応じて薬価を設定し，創薬投資を促す一方，類似薬と比べて画期性，有用性等に乏しい新薬については，革新的新薬と薬価を明確に区別するなど，薬価がより引き下がる仕組みとする。革新的新薬を評価しつつ，長期収載品の薬価をより引き下げることで，医薬品産業について長期収載品に依存するモデルから高い創薬力を持つ産業構造に転換する。

メーカーが担う安定供給などの機能や後発医薬品産業の健全な発展・育成に配慮しつつ，後発医薬品の価格帯を集約化していくことを検討し，結論を得る。また，薬価調査について，個別企業情報についての機微情報に配慮しつつ，卸売業者等の事業への影響を考慮した上で，公表範囲の拡大を検討する。安定的な医薬品流通が確保されるよう，経営実態に配慮しつつ，流通の効率化を進めるとともに，流通改善の推進，市場環境に伴う収益構造への適切な対処を進める。

これらの取組等について，その工程を明らかにしながら推進する。また，競争力の強い医薬品産業とするため，「医薬品産業強化総合戦略」¹⁰⁰の見直しを行う。

患者本位の医薬分業の実現に向け，かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ，服薬情報の一元的・継続的な把握等，その機能を果たすことを推進する。そのための方策の一つとして ICT による情報共有（あらゆる薬局で活用可能な電子版お薬手帳等）を推進する。

調剤報酬については、薬剤の調製などの対物業務に係る評価の適正化を行うとともに、在宅訪問や残薬解消などの対人業務を重視した評価を、薬局の機能分化の在り方を含め検討する。これらの見直しと併せて、様々な形態の保険薬局が実際に果たしている機能を精査し、それに応じた評価を更に進める。

薬剤の適正使用については、病状が安定している患者等に対し、残薬の解消などに資する、医師の指示に基づくリフィル¹⁰¹ 処方¹⁰¹の推進を検討する。また、重複投薬や多剤投与の適正化について、医師、薬剤師それぞれの役割を踏まえ、保険者等と連携した取組を推進するとともに、高齢者の生活習慣病治療薬等の重複投薬や多剤投与を含む処方の在り方について検討し、国内外の調査を踏まえ、ガイドラインの作成を含め、適正な処方に係る方策の検討を進める。さらに、効果のある患者に投薬がなされるよう、コンパニオン¹⁰² 診断薬の研究開発等により、医薬品の効率的、効果的な使用を促進する。

このほか、セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。

2020年（平成32年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。バイオ医薬品及びバイオシミラーの研究開発支援方策等を拡充しつつ、バイオシミラーの医療費適正化効果額・金額シェアを公表するとともに、2020年度（平成32年度）末までにバイオシミラーの品目数倍増（成分数ベース）を目指す。

¹⁰⁰ 「医薬品産業強化総合戦略」（平成27年9月4日厚生労働省策定）

¹⁰¹ 症状が安定しているなど長期投薬を受ける患者に対し、医師が繰り返し使用できる回数を定めた上で、一定期間反復使用できる処方箋を交付し、当該処方箋により、患者が薬局で繰り返し薬を受け取れる仕組み。

¹⁰² 治療薬を使用できる患者を特定するために用いることにより、個別化医療に資する診断薬。

以上